

(別紙)

「営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用の積算方法等」の試行について

1. 建設資材の安定的な確保を図るために地域外（遠隔地）から調達せざるを得ない場合には事前に工事監督員と協議すること。その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について証明書類（実際の取引伝票等）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
2. 本試行の対象となる建設資材は、生コンクリート・鉄筋・鉄骨・アスファルト合材・石材等（砂、砂利、割栗石等）及び仮設材（運搬に要する費用のみ）とする。
3. 受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。
4. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。